

南城市異動受付支援システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

近年、総務省から、地方公共団体における良質な公共サービスの提供のため、ICTを活用した業務改革が求められ、また、新型コロナウイルス感染症対策においても来庁時間の短縮が求められている。そのような状況の中、本市では、住民異動や各種申請書発行に伴う異動受付支援システムを導入し、窓口における提出書類の記載等を省略し各手続きの効率化を図ることにより、書かせない窓口の実現や待ち時間の短縮を目指すなど、市民サービスの向上の実現を目指す。

システムの導入にあたっては、導入後の安定稼働を実現する為、システム開発技術、OCR活用技術等の専門的な知識だけでなく、システム運用設計、実績、サポート体制、価格等を総合的に判断する必要があるため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名称

南城市異動受付支援システム導入業務

(2) 業務内容

別紙「南城市異動受付支援システム導入業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年9月30日（木）まで

3 経費（構築経費・運用経費）

(1) 異動受付支援システム導入業務に係る構築経費を提案すること

異動受付支援システム導入業務上限額：11,200,000円(消費税抜き)

(2) クラウド利用料、ハードウェア保守費に係る運用経費を提案すること

クラウド利用料、ハードウェア保守費については別契約とするが、仕様書の台数をもとに、見積書を提案すること。クラウド利用期間、保守期間は5年間とし、月額経費を積算すること。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成18年告示第59号）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 消費税及び地方消費税並びに当市と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (4) 南城市暴力団排除条例第2条第1項第1号及び第2号に該当しないものであること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立がなされている者でないこと。
- (6) 沖縄県内に本社、支社または営業所もしくは事務所を有する法人で、打合せ等に常時参加できる体制を取れる者であること。
- (7) 当市の人口規模もしくは同等規模自治体以上での本提案システムの稼働実績があること。
- (8) 当市の人口規模もしくは同等規模自治体での業務システム（住民記録システム・戸籍システム）導入実績を有していること。
- (9) 窓口業務の業務分析、および市民課窓口の業務委託事業の導入実績を有していること。

※上記（7）（8）（9）導入実績については、別紙業務実績書（様式第4号）を提出すること。なお実績については、令和3年3月1日時点の実績とする。

5 質問及びそれに対する回答

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 質問の提出方法

- ア 提出書類：質問書（様式第2号）
- イ 提出方法：電子メール（受付期限内必着）
- ウ 受付期限：令和3年3月12日（金）午後5時まで
- エ 提出先：南城市 市民部 市民課 窓口係

E-mail : shimin@city.nanjo.okinawa.jp

(2) 質問に関する回答方法

質問に対する回答を集約し、質問者名をふせて、令和3年3月19日(金)までに、電子メール等により回答する。

6 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり提出すること。

- (1) 提出書類：参加意向申出書(様式第1号)、業務実績書(様式第4号)、誓約書(様式第5号)、会社概要書(任意様式※既存のパンフレット等で可)、定款の写し(任意様式)
- (2) 提出方法：持参又は郵送(提出期限内必着)
- (3) 提出期限：令和3年3月17日(水)午後5時まで
- (4) 提出先：〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地
南城市 市民部 市民課

7 提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア プロポーザル提案書等提出文書(様式第3号)
- イ 業務実績書(様式第4号)※4 参加資格(7)(8)(9)に該当する実績を示すこと。
- ウ 提案書(任意様式)
異動受付支援システム導入業務委託仕様書の目的を考慮し、下記の内容書類で提案すること。

<提案書記載要領>

- ①会社概要、システムに対する品質管理や情報セキュリティに関する認証取得状況について記載すること。(開発会社が異なる場合は、開発会社の概要も記載する事) 資格情報については、プライバシーマーク、ISO9001、ISO27001、ISO14001の認定書の写しも提出すること。
- ②開発体制、サポート体制について記載すること。

- ③システムの基本的な考え方や基本構成について記載すること。
- ④システムパッケージ機能の概要及び、住民異動（転入届時の届書作成～保管）の受付機能について記載すること。
- ⑤システム及びデータセンターのセキュリティ対策方法について記載すること。
- ⑥システムの将来性について記載すること。
- ⑦導入、設置する機器類一式を提示すること
- ⑧運用・保守体制、貴社と当市の役割分担、サポートの特徴を記載すること。
- ⑨想定する全体スケジュールを記載すること。
- ⑩構築体制、各工程の作業内容、当市との役割分担について記載すること。

8 提案書作成時の留意点

- (1) 提案書は、上記の内容を項目別にそれぞれまとめること。
- (2) 提案書の形態は、A4 版横書、本文両面印刷、左綴じを原則とし、40 ページ程度とすること。
部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。
その場合は、片面を2ページとカウントする。
- (3) 見積書（任意様式）
※宛名は南城市長とし、構築経費と運用経費（60ヵ月）を提示すること。
- (4) 提出方法：持参又は郵送（提出期限内必着）
- (5) 提出期限：令和3年3月22日（月）午後5時まで
※プロポーザル参加意向申出書を提出しても、提出期限までに提出がない場合は、提出を辞退したものとみなす。
- (6) 提出先：〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地
南城市 市民部 市民課 窓口係
- (7) 提出部数：8部

9 審査の実施

(1) 評価委員会

異動受付支援システム業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、提案書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を

別紙「異動受付支援システム導入業務提案書評価基準」に基づき評価し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て、受託候補者を選定する。

評価委員会は、委託料の総額の範囲内で、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。同点の候補者が複数の場合は、委員で審議し決定する。

(2) 審議結果

選定結果は、提案者全員に文書により通知するとともに、南城市ウェブサイトにおいて公表する。

1 0 契約の締結

選定された受託候補者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、契約締結に係る協議が不調に終わったときや、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事態が生じたときは、契約を妥結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

なお、上記の場合、市は受託候補者の次点者と交渉を行うことがある。

1 1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (4) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

1 2 その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。

- (6) 提出書類は、本プロポーザルのみを使用し、目的外には使用しない。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、南城市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (8) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

1.3 選定スケジュール

募集要領等の公表・・・	令和3年	3月	9日	(火)	
参加意向申出書提出期間・・・	令和3年	3月	9日	(火)	～ 3月17日(水)
質問の受付期間・・・	令和3年	3月	9日	(火)	～ 3月12日(金)
質問に対する回答期限・・・	令和3年	3月	19日	(金)	
提案書等の受付締切・・・	令和3年	3月	22日	(月)	午後5時必着
プロポーザル実施日・・・	令和3年	3月	25日	(木)	
					※受付後、選考に係る日程は別途通知します。
審査結果通知・・・	令和3年	3月	26日	(金)	(予定)

1.4 問合わせ先

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地
南城市 市民部 市民課 窓口係

電話番号：098-917-5312

FAX 番号：098-917-5449

E-mail：shimin@city.nanjo.okinawa.jp